

# 神奈川県立小田原北高等学校 PTA 規約（案）

## 第1章 総 則

### （名 称）

第1条 本会は、神奈川県立小田原北高等学校 PTA と称し、事務局を同校内に置く。

### （目 的）

第2条 本会は、保護者等と教職員が相提携し、一体となって教育に当たり、生徒が正しく健やかに育ち、幸福になるようにすることを目的とする。

### （事 業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 家庭、学校及び社会における生徒の福祉の増進をはかる。
- 2) 生徒の身体的、精神的、社会的、心理的面の健全な発達をはかる。
- 3) 学校と家庭との連絡、社会相互の親睦と成人教育の振興をはかる。
- 4) 学校の教育環境の整備をはかる。
- 5) 社会教育の振興をはかる。
- 6) その他、本会の目的を達成するため、必要な教育上の諸事情業に努める。

### （方 針）

第4条 本会は、教育を本旨とする民主的団体として活動する。

- 1) 本会は、本会の目的以外の団体及び事業には関係をもたない。
- 2) 本会は、自主独立であり、如何なる団体の支配統制を受けない。
- 3) 本会は、直接学校の管理や教職員の人事に干渉しない。

## 第2章 会員及び役員

### （会 員）

第5条 本会は、本校全日制と定時制生徒の保護者等と全日制と定時制教職員を会員とする。

### （役 員）

第6条 本会は、次の役員を置く。

#### 1) 本部役員

- |     |     |                    |
|-----|-----|--------------------|
| 会 長 | 1 名 | (保護者等 1 名)         |
| 副会長 | 3 名 | (保護者等 2 名 管理職 1 名) |
| 書 記 | 3 名 | (保護者等 1 名 教職員 2 名) |
| 会 計 | 3 名 | (保護者等 1 名 教職員 2 名) |

### （役員の任期）

第7条 役員の任期は、総会から総会までの1年とする。ただし、継続を依頼することがある。また必要により補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （役員の選出）

第8条 本会役員の選出は、指名委員会の推薦により総会において承認する。

第9条 指名委員会委員の選出及び任務は別に定める。

### （役員の任務）

第10条 本会の役員は、次の任務を分掌する。

- 1) 会長 本会を代表し、会務を統括し、総会及び役員会を招集する。  
常任委員会・特別委員会の委員を委嘱する。  
学校徴収金運営協議会委員を推薦する。  
指名委員会及び会計監査の集会を除く、すべての集会・会議に出席して意見を述べることができる。
- 2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故が生じたときは、その任務を代行する。
- 3) 書記 本会各会議の議事を記録・保管し庶務を行う。
- 4) 会計 本会の会計事務及び財産の管理を行う。  
総会において監査を経て決算報告をする。  
総会において予算案を報告する。

### 第3章 機 関

#### (機 関)

第11条 本会に通常総会・臨時総会・役員会・実行委員会の機関を置く。

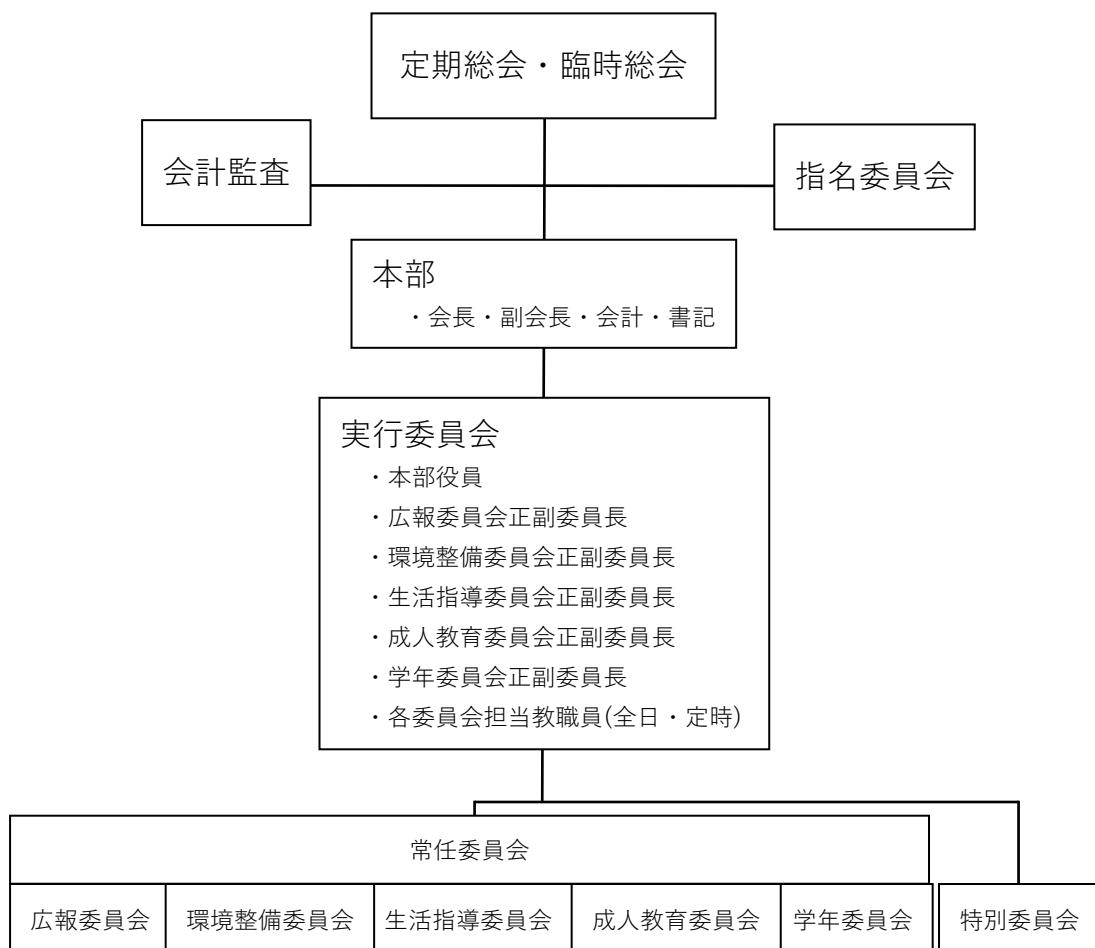
#### (組 織)

第12条 総会は、全会員をもって組織する。

第13条 役員会は、役員をもって組織する。

第14条 実行委員会は、役員と各常任委員会の委員長と副委員長をもって組織する。

第15条 組織図



#### (総 会)

第16条 総会は本会の最高議決機関であり、次の総会を置く。

- 1) 定期総会 年度初めに開催する。前年度の事業並びに会計報告を行い、年度の事業計画・予算・新役員及びその他の事項の議決や

- 承認を行う。
- 2) 臨時総会 実行委員会が必要と認めたとき、また会員の2分の1以上の求めがあったときに開催する。
  - 3) 議長選出は別に定める。

(実行委員会)

第17条 実行委員会は、本部役員、常任委員会、特別委員会の正副委員長によって構成し、必要に応じて隨時これを開き、次のことを行う。

- 1) 各種委員会の設置もしくは廃止、並びにその事業計画をする。
- 2) 総会に提出する議案をつくる。
- 3) その他、必要な事務を処理する。
- 4) 緊急の場合は、総会に代えることができる。ただし、この場合は必ず次の総会に報告する。

(定足数)

第18条	総会	全会員の2分の1以上の出席を必要とする。(委任状を含む)
	役員会	全役員の2分の1以上の出席を必要とする。
	実行委員会	全実行委員の2分の1以上の出席を必要とする。

(議決)

第19条 議事の議決は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決める。

(委任状)

第20条 総会に出席できない場合は、委任状で出席に代えることができる。

## 第4章 常任委員会・特別委員会

(常任委員会)

第21条 本会に常任委員会として、次の委員会をおく。  
また、実行委員会の承認を得て、常任委員会の増設、減設することができる。

- 1) 広報委員会
- 2) 環境整備委員会
- 3) 生活指導委員会
- 4) 成人教育委員会
- 5) 学年委員会

(特別委員会)

第22条 特別委員会は、必要に応じて実行委員会の決議を経て設置され、その任務終了をもって解散する

## 第5章 会計

(経理)

第23条 本会の経理は、会費及びその他の収入によってそれに充てる。また、予算執行は、総会において承認された予算に基づいて行う。

(会費)

第24条 本会の会員は、会費を納めるものとする。会費額については、別に定める。ただし、会費額の改正は、本部役員会、実行委員会を経て総会の承認を経なければならない。

(補正予算)

第25条 総会で承認された予算を見直す必要が生じた際は、補正予算を組むことができる。  
ただし、補正予算は、実行委員会の承認を必要とする。なお執行した補正予算は、  
次期総会に報告しなければならない。

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 会計監査

(会計監査委員)

第27条 本会には、会計監査委員2名（保護者等）をおく。  
会計監査委員は、その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(会計監査委員の選出と任期)

第28条 会計監査委員の選出及び任期は、役員の選出及び任期と同様とする。

## 第7章 規約の改正

(規約改正)

第29条 本会の規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。  
ただし、改正の提案については、総会前にあらかじめその内容を全会員に通知して  
おかなければならぬ。

## 第8章 梯 足

(細 則)

第30条 本会の運営について必要な事項は、細則として実行委員会の決議を経て定める。

(細則の制定及び改廃)

第31条 実行委員会は、細則を制定及び改廃した場合、その結果を次期総会に報告しなければ  
ならない。

## 附 則

(施行期日)

附 則 この会則は、令和8年4月1日から施行する。

# 細 則

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、規約第30条の規定に基づき、本会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 総 会

(議長の選出)

第2条 議長の選出は、次の通りとする。

- 1) 原則として会員の立候補とする。
- 2) 立候補がない場合は、学年委員会から選出する。

## 第3章 役員、会計監査委員の選出

(指名委員会)

第3条 指名委員の選出及び任務は次の通りとする。

- 1) 原則として、卒業学年の役員（会長を除く）及び実行委員並びに教職員から選任され構成する。
- 2) 正副委員長は、委員の互選によって選出する。
- 3) 任務は、次年度役員及び会計監査委員を総会で指名することとする。
- 4) 次年度総会で指名候補者が承認された後、解散する。

(役員、会計監査委員の選出)

第4条 役員、会計監査委員の選出は次の通りとする。

- 1) 指名委員会は、年度内に次年度役員候補者を選考し、被選考者の同意を得て次年度最初の実行委員会にて、その指名を発表する。
- 2) 指名委員会は、指名候補者を次年度総会の1週間前までに、全会員にその指名を発表する。
- 3) 本会会員で、役員に立候補を希望する者は、あらかじめ指名委員会に申し出るものとする。
- 4) 本会会員は、個人または共同で、あらかじめ指名委員会に推薦することができる。
- 5) 指名委員会は、立候補者を含め、指名候補者が多数の場合は、精査して指名する。

第5条 会長に事故が生じたときは、副会長が昇格する。任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 会長以外の役員及び会計監査委員に事故が生じたときは、実行委員会がこれを補充する。任期は、前任者の残任期間とする。

## 第4章 常任委員会、特別委員会

(常任委員会の構成と任期)

第7条 常任委員会の構成と任期は次の通りとする。

- 1) 欠員が生じた時は、必要に応じ同委員会で補充することができる。  
その場合は、会長が委嘱する。任期は、前任者の残任期間とする。
- 2) 任期は、総会から総会までの1年とする。ただし、継続を依頼することがある。
- 3) 招集は、各委員長が行う。

#### (常任委員会の任務)

第8条 常任委員会の任務は、次の通りとする。

##### 1) 広報委員会

- ・会報の発行及びその広報活動を推進し、本会事業の周知と会員相互の親睦を図る。

##### 2) 環境整備委員会

- ・学校の環境の整備・改善を行い、保健衛生に関する活動に協力し、充実を図る。

##### 3) 生活指導委員会

- ・学校と連携を図り、生活指導及び進路指導に関し協力する。
- ・生徒の教育活動を援助、協力する。
- ・学校内外の交通安全の推進を図る。

##### 4) 成人教育委員会

- ・会員相互の教育を高め親睦を図る。また、社会教育の振興に寄与する。
- ・会員の自主的研修の機会として見学会や講習会等を実施する。
- ・生徒の家庭生活、社会生活の善導に協力する。

##### 5) 学年委員会

- ・各学年の特殊性に基づき、学年運営や進路、特別教育活動・校外生活・学校行事に関する事項について理解を深め協力する。

#### (常任委員の選出)

第9条 選出は、次の通りとする。

- 1) 次年度の常任委員選出は、役員及び実行委員で行う。ただし、指名委員は除く。
- 2) 次年度入学予定者からの選出は、入学時に実施する専用アンケート調査の結果を基に互選により選出する。
- 3) 2) により選出できなった場合は、各クラスの互選により選出する。

#### (特別委員会)

第10条 特別委員会は、実行委員会が必要と認めたときにおく。

- 1) 委員は、実行委員会の推薦により選任し、会長が委嘱する。
- 2) 正副委員長は、委員の互選により選出し、会長が委嘱する。
- 3) 特別な目的を調査・研究・遂行する。
- 4) 任期は、目的を達成した後、解散とする。
- 5) 招集は、委員長が行う。

## 第5章 会 計

#### (会 費)

第11条 本会の会費は、次の通りとする。

- 1) 全日制 月額、1世帯あたり 340 円
- 2) 定時制 月額、1世帯あたり 100 円

## 第6章 改 正

第12条 この細則は、実行委員会において3分の2以上の賛成により改正することができる。

ただし、改正案は1週間前に実行委員会全員に告知しなければならない。

なお、改正結果は、次期総会に報告しなければならない。

## 第7章 個人情報に関する基本方針

### (目的)

第13条 本会がその業務を通して取得した会員の個人情報を適切に管理、利用、保護し、会員のプライバシーを保全することを目的とし、合わせて、個人情報の適正な取扱いに關し本会の個人情報保護に関する施策の基本となる事項を定め、よって会員の権利、利益を守り本会の業務の健全な向上をはかることを目的とする。

### (個人情報保護方針)

第14条 個人情報の保護に関する考え方や方針を定めた個人情報保護基本方針を策定して、対外的に公表し、会員及び社会的な信頼を確保する。

2 個人情報保護基本方針は、実行委員会が決定し公表する。

### (個人情報の定義)

第15条 会員の個人情報とは、氏名、住所、電話番号やその他の記述により当該本人を識別することができるもの（他の情報と安易に照合することができ、それによって当該本人を識別できるものを含む。）をいう。

### (個人情報収集の原則)

第16条 会員の個人情報の収集は、本会の事業の運営に必要な範囲に限定し、会員本人又は会員が同意する第三者から公正な手段によって収集されなければならない。  
なお、本会が会員等から個人情報を収集するに際しては、当該情報の利用目的及び当該情報が第17条の各号に該当する者に開示されることがあることについて明示した文書に同意の署名を得た上で行うことを原則とする。

### (個人情報利用の原則)

第17条 会員の個人情報の利用は、予め公表した利用目的の範囲に限定して利用されるものとし、会員の同意なく目的外の利用をしてはならない。

### (第三者への個人情報提供の制限)

次の各号に該当する場合を除き、会員本人の個別の同意なくして、その個人情報を第三者に提供してはならない。

- (1) 業務の一部を外部に委託しており、委託業務の遂行のために必要不可欠な場合。
- (2) 法令により、本会が相手方に当該情報を提供することが義務付けられている場合。
- (3) その他の正当な理由がある場合。

## 附 則

### (施行期日)

この細則は、令和8年4月1日から施行する。